

## 1. 都市再生安全確保計画について

### (1) 背景

東日本大震災では大都市のターミナル駅周辺において、多くの滞留者や徒歩帰宅者が発生し大きな混乱が生じた。また、首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合において、建築物の損壊や交通機関のマヒなどにより、甚大な人的、物的被害が想定される。

大崎駅はJR、東京臨海高速鉄道りんかい線が、五反田駅ではJR、東急池上線、都営地下鉄浅草線が乗り入れるターミナル駅となっており、首都直下地震のような大規模な災害に見舞われた場合には、駅周辺で多数の帰宅困難者の発生が予想される。

「品川区地域防災計画（平成24年度修正）」では、首都直下地震（東京湾北部地震M7.3）により、品川区において480,501人の滞留者、179,084人の帰宅困難者が発生すると想定し、帰宅困難者対策として「行政機関だけではなく事業者、学校、地域など社会全体で連携し取り組みを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。」こととしている。さらに、品川区では、平成26年4月1日に「品川区災害対策基本条例」を制定し、地域防災計画に基づく災害予防、災害時の応急対策、復旧時に係る区の責務および区民、事業所の努めと役割を明確にした。

一方、国では人口や都市機能が集積する地域において、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全確保を図るため「都市再生安全確保計画」の作成を推進している。

大崎・五反田駅周辺の地域は、「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域」に指定されており、平成24年の都市再生特別措置法改正により、都市再生安全確保計画の作成が求められている。このため、大規模な地震等が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、ハード・ソフト両面から幅広い防災対策を盛り込んだ都市再生安全確保計画を作成する。

### (2) 意義

大崎駅周辺地域は、多くの商業施設や集客施設、事業所が集積していることから、本計画を策定し運用することで、大規模災害発生時の人的、物的被害や避難等に伴う混乱を最小限に抑え、地域の安全確保と早期回復を可能にする。

## 1. 都市再生安全確保計画について

### (3) 目標

東日本大震災では、大崎駅周辺地域においても、多くの滞留者が発生し、周辺道路には徒歩帰宅者が発生したが、大規模な建物倒壊や延焼火災などの被害は発生しなかった。しかし、今後発生するおそれのある首都直下地震においては、駅周辺の混乱とともに揺れや火災による人的、物的被害が予想される。

そのため、本計画では「安全確保」と「混乱の防止」を目標として設定する。

#### 目標1 安全確保

災害時において、滞在者等の安全を確保できる場所とそこに至るまでのルートを確認し、より安全に退避できるようにする。

#### 目標2 混乱の防止

交通機関が停止した場合は、むやみに移動を開始しない行動を徹底することで滞留者の発生を抑制する。また、滞在すべき場所を持たない滞留者については、救命救助活動の妨げにならないよう一時滞在施設に誘導し、3日間程度留め置くこととする。

### (4) 作成および変更

本計画は、都市再生特別措置法第19条の13の規定に基づき、「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会」が作成する。作成に当たっては、都市再生緊急整備協議会のもとに都市再生安全確保計画部会を設置し、都市再生安全確保計画について検討・調整を図るものとする。

また、定期的に効果の検証を実施し、再開発やインフラ整備等による地域の状況変化に応じて、適宜見直しを行い、協議会の承認により内容を変更する。

なお、協議会の構成は、図表1のとおりである。

図表 1 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の構成



(5) 対象範囲

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令に定められている「大崎駅周辺都市再生緊急整備地域」は、大崎駅、五反田駅にまたがる地域が指定されていることから、地域の特性を把握するための調査は両駅から概ね750m以内（オレンジ色実線の枠線内）を対象とした。また、地域特性の整理は、大崎駅周辺の範囲を「大崎駅側」、五反田駅周辺の範囲を「五反田駅側」としてまとめた。

図表 2 対象とするブロックと町丁目

ブロック	町丁目
大崎駅側	大崎 1～5 丁目、広町 1 丁目、西品川 2～3 丁目、北品川 4～6 丁目
五反田駅側	東五反田 1～5 丁目、西五反田 1～2 丁目、西五反田 7～8 丁目

図表 3 対象範囲<sup>1</sup>

